

発注関係事務の資質・能力向上にむけて

— 公共工事品質確保技術者（Ⅰ） —

1. 受験の動機・経緯

私は平成28年から2年間、企画部技術管理課に在籍していました。その時に発注者協議会の事務局や建設業団体との窓口を主に担当しており、発注者協議会では品確法に基づく発注関係事務を適切に実施することについて地方公共団体等の皆さまと多く議論する機会がありました。

また、建設業団体からは入札制度や担い手確保のための施策についてなど様々な要望が寄せられ、新しい取り組みを検討し、議論する機会にも多く恵まれました。

このような機会を得て、もっと多くの関係者の皆さまにも理解を深めていただく、より良い制度設計を検討していくためにも本資格取得は有効と考え、資格取得に取り組みました。

2. 試験の傾向と対策

1) 資格要件

本試験の受験資格は、発注関係事務に関する経験の要件（A要件）として、発注者の場合は「公共工事の発注機関において発注関係事務に指導的立場で5年以上の経験」が必要となります。なお、指導的立場とは、本庁・本局の課長

補佐以上、出先機関の課長以上となります。

さらに、品質確保に関する経験の要件（B要件）として、「公共工事の総合評価落札方式等に係る発注関係事務に指導的立場で2年以上の経験」が必要となります。なお、B要件については品確技術者（Ⅰ）のみ必要な要件で、品確技術者（Ⅱ）では不要となります。

2) 書類審査

試験申込み時に書類審査として、2つの課題論文の提出が必須となります。

論文Ⅰは、B要件にあたる経歴の中で一事例について概要と直面した課題及び課題に対して工夫した点や苦労した点等を記述します（立場、概要400字以内、課題・処置等1,200字以内）。

私は、「総合評価落札方式におけるチャレンジ型入札方式の導入、取り組みについて」をテーマとしました。近畿地方整備局では平成26年度より多数のチャレンジ型入札方式に取り組んでおり、毎年のようにより良い制度を目指し、マイナーチェンジや試行工事の新設を行っています。論文では主に「担い手確保の観点」、「企業の参入促進の観点」、「品質向上（品質確保）の観点」、「受発注者相互の負担軽減の観点」の

4つの観点に基づく取り組みの中での課題や工夫等について記述しました。

論文2は、「発注関係事務の運用に関する指針」の中で「発注者の責務」に関する部分について、概要を記述するというものでした(1,200文字以内)。

指針については、本省HPで入手可能ですので、簡潔にポイントを押さえて記述することに注力すれば、それほど難易度の高いものではありませんでした。

3. 口頭試験における傾向と対策

○面接試験

面接試験(口頭試験)は、10月~11月に全国9都市で実施されます。口頭試験内容は詳しくは記載できませんが、2人の試験官から業務経歴証明書、課題論文の記述内容及び理解度等についての確認、実務経験、知識、適格性等について30分程度、質問が出されます。

面接に向かったの対策(学習)としては、当然ながら提出した業務経歴、論文については暗記していることが必要です。また、品確法についても内容だけではなく、その背景等についても理解が必要となります。しかしながら、全てを記憶・理解するのはなかなか大変(実際私も年齢からか…覚えるスピードも鈍っており、またすぐに忘れる、滑らかに説明できないなど苦労しました)ですので、少しの時間でも良いので日々の取り組みをお勧めします。

また、総合評価入札方式についても毎年のよ



国土交通省 近畿地方整備局
企画部 技術調査課長

ふじもと まさのり
藤本 正典

(取得した資格：公共工事品質確保技術者(I))
資格取得年度：平成30年度

うに新しい取り組みが行われていますので、品確法と同様にインターネット等で関連資料を入手し、幅広い知識を身につけることが必要です。

4. 受験者へのアドバイス、注意点、励まし等

受験申込みが5~6月で、その時に課題論文を提出するのですが、面接試験までを見据えた論文作成が、約5ヶ月先の面接試験に有効となります。どうしても、論文では色んなことを盛り込みたいとの思いから沢山の情報を記述しがちですが、結果、面接試験での質問回答に苦労することにもなりかねません。

簡潔明瞭な論文がその後の面接試験に繋がりますので、申込み期限に余裕を持って準備を行うことが大切です。

今年度も間もなく受験申込みが開始されます。発注関係事務の資質・能力向上に向けて、皆さんも受験に取り組んでみてはいかがでしょうか。